

入札告示

札幌市告示第3974号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示する。

令和6年9月27日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局総務部保護課 電話 011-211-2992

2 入札に付する事項

(1) 調達名称

緊急一時宿泊（シェルター）事業

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和6年11月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所

札幌市保健福祉局総務部保護課

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階北側

電話 011-211-2992

(5) 入札の方法

単価（1人1泊）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」の中分類「その他サービス業」に登録されている者であること。

(3) 旅館業法に基づき、「旅館・ホテル営業」を営むことを札幌市保健所長に認められている者であること。

(4) 札幌市内に宿泊施設を有し、その宿泊施設にて、以下の条件を満たしたうえで本事業を実施できる者であること。なお、本事業の実施にあたり、活用する宿泊施設を複数とすることは認めない。

- ア 少なくとも1名の本業務従事者が宿泊施設に常駐すること。
 - イ 10部屋以上の客室数（間仕切り等は認めない）を有すること。
 - ウ 客室の鍵の適切な受け渡しと利用者等の出入り状況の確認等ができる玄関帳場（フロント）設備を有すること。
 - エ 風呂・トイレを有すること（共用設備の場合、男女別に区別されている場合のみ認める）。
 - オ 施設の規模に応じた適当な暖房設備を有すること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。また、札幌市公式ホームページにおいてもダウンロードすることができる。
(掲載先URL: <http://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/nyusatu/keiyaku-ippan.html>)
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所にて交付する。また、前号に掲げるURLにおいてもダウンロードすることができる。
- (3) 入札参加提出書類及び入札書受領期限
令和6年10月11日（金）13時00分まで（送付による場合は必着のこと）
- (4) 開札の日時及び場所
令和6年10月11日（金）14時00分
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所14階3号会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金
要。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、「競争入札参加資格認定通知書」及び「旅館業法に基づき、「旅館・ホテル営業」を営むことを札幌市保健所長に認められている

者であることを証明するものの写し」を上記４（３）に掲げる期限までに、入札書とは別に提出しなければならない。また、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。